

農民生活からみた20世紀日本社会：『西山光一日記』をてがかりに（2001年度歴史学研究会大会報告 民衆の生きた20世紀）：（全体会 民衆の生きた20世紀）

著者	西田 美昭
雑誌名	歴史学研究
巻	755
ページ	11-19
発行年	2001-10-01
URL	http://hdl.handle.net/2297/9674

西田美昭

はじめに

本報告では、主として久保安夫と西田が編集した『西山光一日記』『西山光一戦後日記』（それぞれ1991、1998年に東京大学出版会より刊行）という一農民の記録を素材としつつ、1950年代までの農民の生活と意識と1960年代以降、つまり高度経済成長期以降の農民の生活と意識とを対比することにより、この時期に日本社会が経験した変貌の歴史的意義を考えることを最終的な目標としたい。もちろん、20世紀はこの『日記』がカバーする1920年代から1970年代をとってみても、大正デモクラシー期、昭和恐慌期、戦時体制期、戦後改革期、高度経済成長期というようなそれぞれその歴史的意味を深く検討しなければならない時期がつづく激動の世紀であったことはいままでもない。したがって本報告でも、この農民日記に綴られた諸事実をもとに、それぞれの時期の特徴を通説を意識しつつ、できるだけ報告者なりの解釈で分析してみたい。しかし、農民の生活と意識ということに焦点をあてるなら、報告者は高度経済成長期に生じた変化が決定的だと考える。周知のように、この時期以降、経済のグローバル化がすすみ、その中で日本の食糧自給率が大幅に低下し、農業の担い手の高齢化が進み、耕作放棄地も増大し、農業集落として成り立たないところも急増するとうように日本農業は解体の度を深めてきた。つまり、高度経済成長がもたらした農村を含む日本の歴史上かつてない繁栄は、日本の歴史上かつてない農業の衰退と表裏一体だったのであり、その中で、農民の生活も意識も決定的に変化していったという事実を念頭に置いた上で本論に入りたい。

まずここで使用する『日記』の筆者である西山光一のプロフィールと西山家の農民経営の概要をごく

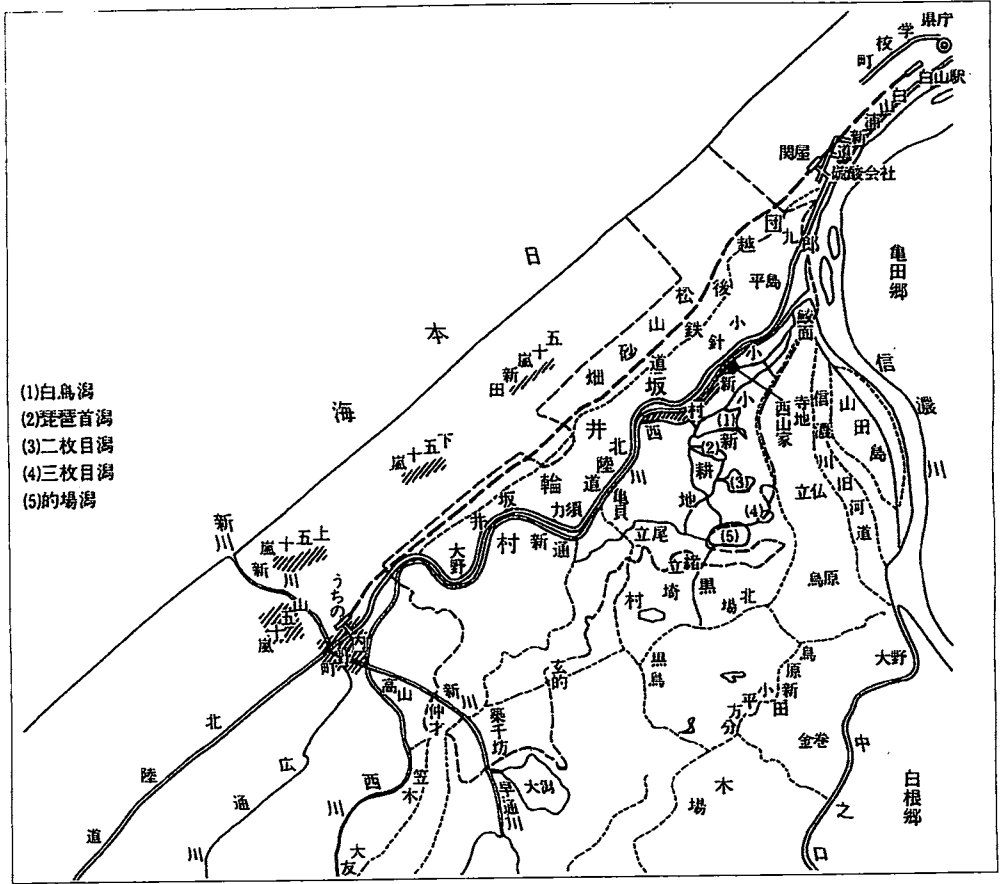
簡単に記しておきたい。光一は1908年生まれで、小針尋常小学校卒業後、同校に併設されていた新潟県立農業補習学校で5年間学び、1928年に結婚して三男三女をもうけ、1995年に87歳で生涯を閉じている。そして『日記』は光一が17歳の1925年10月から始まり多少の欠落はあるものの、ほとんど休むことなく1980年代末まで記録されているが、公刊したのは1975年までの50年間分である。つぎに西山家がある集落は図1に示したように新潟県西蒲原郡坂井輪村小新で、現在は新潟市に編入されているので都市近郊農村といってよい。この小新集落は信濃川と西川の合流部の内側にあり、1916年に排水機が設置されるまでは「潟の間に田圃があった」といわれる強湿田状態であり、舟農業が最終的に廃止されるのは戦後の耕地整理をまたなければならなかった。

また西山家の農民経営であるが、表1に示したように耕作規模は、1927年までは約1町7反、1928～37年は約2町2反、1939～45年は約2町4反で純小作農（1942年の自作耕地は1反8畝14歩）であった。そして、1945年5月という戦争末期に集落ぐるみの自作農創設を実施することで自作農になり、1960年代の後半から都市化の波の中で土地売却と代替地の取得を進め、1973年には3町6反という西山家の耕作面積はピークを迎えている。しかし、1990年代になると西蒲原土地改良区の耕作者台帳から西山家の名は消えているので農業を廃止していることがわかる。

I 小新集落の大正デモクラシー

『日記』として記帳が開始される1925年10月からは、小新集落で小作料の減額を求める小作争議が強力に展開している。10月末には「父は小作争議に出席」という記述がはじめてみられ、12月7日には「小作依合有、万栄寺へ父の不在の爲め出席。会議は明日農村問題の大演説会を挙げるに付出席を頼む」と記され、この演説会は、「各部落より参集、又内野警察署の物々しい警戒裡に盛大に行われ」た。そして弁士としては、新潟県を代表する農民運動指導者である稲村隆一、三宅正一などが招かれている。またこの年には、光一の叔父が副組合長で父の駒吉も委員となる日本農民組合小新支部を結成している

図1 信濃川西川合流部略図



ので、小作攻勢的な小作争議が展開されたといつてよい。実際、表1に示したように、1929年まで連年大幅な小作料の減額を、必ずしも不作ではないにもかかわらず獲得している。また、この表で注目しておきたいことは、小新の小作料が決して高くないにもかかわらず、大幅な小作料減額を求め、それを獲得していることである。これは小新の小作農民も表示したように第一次大戦前の低生産力時代とは異なり、かなりの販売米をもつようになったことと関係する。つまり小作料率が低くなったとはいえ、生産米からの直接の控除部分として存在する現物小作料の多寡は、小作農民の販売米の量に密接に関係するからである。農業経営の強化をはかることで生活の向上をめざそうとする農民的小商品生産の展開が、小作争議の基礎にあったことは疑いない事実であったと考える。

そして、この時期の『日記』の記述でもう一つ注目しておきたいことは、こうした小作攻勢的な小作

争議を背景に、これまでの地主中心の重立支配が崩れていったことを示している点である。すなわち、1929年2月7日の小新集落の御用始において、次のような「決議案」が決定される。「一、本年ヨリ区長俸給札米一軒前分(約11石)トスル事」。これは、資産のない者でも区長職につけるように有給にしたことを意味する。そして次の「二、重立会議ヲ議員制度ニ定メ、下五人、中上ハ三ツツノ協議員ヲ置ク事ト」とあるのは、集落内で最も戸数が多く小作人も多い下組の協議員を多くし、選挙で選ばれるようにしたことを意味する。そして三つ目は、「昨年マデノ水廻リヲ排シ、農事係リ之ヲ負ウ事。但シ一人手当拾五円ツツ給ス」とし、耕作農民が担当している「水廻り」を「農事係」に改称するとともに、手当を新設していることである。つまり集落運営を民主化するとともに、実際に小作農民でもその運営に参加できるようにした改革が小新集落では断行されたのである。これは、大規模で攻勢的な小作争議

表1 西山家の稲作経営

年次	耕作反別(反)	総収量(石)	反当収量(石)	支払小作料(石)	販売米(石)	〈参考〉(石)	小作料減免率(%)
1911	15.7	22.66	1.443				40.2
1921	17.5	33.00	1.886	(32.1)10.6	(11.6)		0
22	17.5	34.50	1.971	(30.7)10.6	(13.1)		0
23	17.6	33.80	1.920	(21.3)7.2	(15.8)		32.0
24	14.4	33.75	2.344	(31.4)10.6	(12.4)		0
25	17.0	37.74	2.220	(19.6)7.4	(19.5)		30.0
26	17.0	33.68	1.981	(15.7)5.3	(17.6)		50.0
27	17.3	39.21	2.266	(18.9)7.4	(21.0)		30.0
28	21.6	48.50	2.245	(20.0)9.7	(28.0)		41.0
29	21.6	53.15	2.461	(18.3)9.7	(32.7)		41.0
1930	22.4	68.80	3.071	(17.9)12.3	(45.7)		12.5
31							20.0
32	17.1	47.80	2.795				10.0
33		61.65		(15.9)9.8	28.4	(23.5)	7.0
34	22.5	49.52	2.201		41.6		29.0
35	22.5				35.2		0
36	22.5	65.80	2.924	(20.4)13.4	35.2	(17.2)	0
37	22.5	63.98	2.843	(16.7)10.7	36.8	(16.5)	0
38	24.1	67.65	2.807	(17.3)11.7	38.8	(17.2)	0
39	24.1	72.55	3.010	(16.5)12.0	46.0	(14.6)	0
1940	24.3	63.20	2.061	(17.9)11.3	34.8	(17.1)	0
41	23.7	66.80	2.819		46.4		40.0
42	20.6	50.02	2.428		31.6		0
43	24.5	62.50	2.551				0
44	22.3	61.50	2.758				0

(出典) 西田美昭・久保安夫編著『西山光一日記』東京大学出版会、1991年、「解題」表48、表49、表75より計算。西田『近代日本農民運動史研究』東京大学出版会、1997年、78頁。

(注) 1 販売米の()内は、自家販米(1930年の記録に27俵とある)を10.8石として仮に算出したもの。

2 支払小作料の()内は総収量に対するパーセント。

3 参考の()内は総収量から支払小作料、販売米を差し引いたもの。

を毎年闘うなかではじめて実現したといってよく、実際、光一の父駒吉がこのとき農事係に選ばれている。そしてこうした小新集落の動きは決して例外ではなく、全国に共通する動きであったことはこれまでの農民運動史研究があきらかにしてきたことである。1920年代は、一方では治安維持法が猛威をふるい、また普選といっても男子のみという限界をもちつつも、他方ではこの『日記』によっても、大正デモクラシーが相当程度、地域にまで浸透していること、あるいは地域の草の根の改革により大正デモクラシーが支えられていることが確認できるのである。

II 昭和恐慌と西山家

ところが、1930年の秋からの米価の暴落という形で昭和恐慌が農村を襲うと、こうした「デモクラシー状況」は、小新集落では影をひそめ、不況の中でいかに農家経済を立て直すかが中心となったこと

が『日記』の記述からもわかる。すなわち、1930年の小作料については9月に「小作、地主より早生の立見していただいた」、10月に「県より立合検見され、小作一同出て一日耕地全部廻られた」と記されているだけであり、不況も深刻になる1931・32年には、小作問題は『日記』に全く出てこない。そして小作料の減額率も表1に示したように1920年代後半と比べるとはるかに低い水準に納まっている。小新集落の農民運動は、昭和恐慌期には後退したといってよい。西山家を例にとれば、1932年には西山家の最大地主である、「青山風間さんへ借金の利息も上げられずあやまりにいく」という状態であり、とても地主に小作料の減額を強く迫る状況にはなかったと思われる。米販売者として、農民的小商品生産者としての性格を小作農を含む農民が強めていただだけに、恐慌下での農民にとっての第一義的課題は、経営の再建をはかるための不況からの脱出にあった

とってよいと思われる。

この点とかかわって、この時期の小新集落の動きで注目されることは、小作立法に消極的であった政友会を小作層が支持し、積極的であった民政党を地主層が支持するという形で、集落行政をめぐる「村政会（＝政友）・親睦会（＝民政）と二派に分かれて」、1931年から1937年まで争いが続いたことである。すでに、1931年には民政党内閣が提出していた小作法案は労働組合法案とともに貴族院で審議未了、廃案となっており、1932年の帝国議会は「救農議會」といわれるように農村不況対策が中心的課題となっており、昭和恐慌期には、「小作問題」から「不況対策」にイシューが変化したことは周知のとおりである。小作層は、小作立法への態度如何ではなく、積極財政で米価が回復することを期待して政友会を支持したとこの地域ではいわれ、地主層は経費のかかる排水改良などの工事には批判的で、緊縮財政を標榜する民政党に好意をよせたという。数年前までは当時最左派であった農民運動指導者の話に共鳴して小作争議を展開した農民達が、恐慌下ではこうした運動に最も無理解であった政友会を支持するという変化をみせることは、恐慌が農民経営を直撃して深刻な危機をもたらしたという事実抜きには理解しえないことだと思われる。実際、西山家の場合、1930年から1932年にかけて、借金とその返済に追いまわられていることが『日記』にはっきり記録されている。光一は、不況下で少しでも現金収入をえようと脱穀機や籾摺機などの農機具の販売・修理、粉石鹼やお茶といった日用品の販売等を開始するが、元手が借金であったこともあって、かえって借金を増やす結果になった。そしてついに1932年の初頭には、一旦は「一二時まで父と家政の相談なして、結局惣財産売りに負債整理をなす事に決定」するが、親類とも相談した結果、何とか、「負債を整理する積りであったが、一年延期なし、模様みるつもりにきめる」ということに落ちつく。1932年時点での西山家の借金は、5752円に達しており、これはこの年の『農家経済調査』の小作農の一戸当平均負債額514円の11倍以上という巨額なものであった。したがって西山家の負債が例外的に大きかったことは否定しえないが、小作農の負債額514円は、同じ小作

農の平均農業現金収入385円をはるかに上回っているから、農村負債整理が焦眉の課題となっていたことは疑いなく、政府も1933年には農村負債整理組合法を制定せざるをえなかった。昭和恐慌は、農民の小商品生産者的前進を挫折させ、小作農民の生活要求の性質も変化させたことを確認しておきたい。

III 戦時体制下の小新集落

昭和恐慌からの脱出過程、およびその後の戦時体制下で米価が好調であったこともあり、西山家は借金を順調に減らし、1942年には完済する。この過程の分析は、すでに報告者の『近代日本農民運動史研究』（東京大学出版会、1997年）の中で詳しく行っているため、ここでは省略するが、一点だけ触れておきたい。それは、西山家の経営再建は農業経営の強化を軸として行われたということである。光一の弟や妹の質稼も経営再建に欠かせない収入源であったが、その収入は基本的には借金返済と肥料費・農機具費などの農業経営費に充当されているので、農業を中心とした経営再建であったことを強調しておきたいと思う。

そこで、ここでは次に戦時体制下の農民の生活と意識について、『西山日記』を手がかりに考えてみたい。小新集落で戦時体制の様相が強まるのは、1937年の日中戦争開始以降であるといつてよい。召集者の見送りや簡閲点呼が頻繁に『日記』に記されるようになり、この年の暮には坂井輪出身兵士のはじめての戦死者がでたため、光一も在郷軍人として村葬に出席し、「寒空に約一千の参列者にて荘厳に行われた」と記している。そして小新出身者の村葬も1940年には行われ、さらに戦死者はその後も続々として増加していったため、1941年からは合同葬となる。しかし、戦死者が最も多くでたのは戦争末期の1944・45年であり、小新では1939年から1945年までの戦死者37名のうち25名がこの2年間に集中している。また小新の戸数が139戸であることを考えると、ほぼ4戸に一人の割合で戦死者を出したことになり、その人的犠牲は極めて大きかったといえる。また1943年からは「仏具の総供出」などの金属回収が本格化し、1944年には「松根油の原料松の根掘

り」に行かされるなど、戦争の末期症状と思われる状況が『日記』に記されるようになる。『日記』の性格上、海外侵略の具体像等については知ることはできないが、ここでは国内の農民の生活レベルでの人的・物的被害も甚大であったことを確認しておきたい。

つぎに戦時体制が農村に要求した最大の課題は、食糧の増産と厳しい供出であったことはいうまでもない。とくに、朝鮮・台湾からの植民地米、東南アジアからの輸入米が激減する1943年からの食糧事情の悪化は、このことを至上命題とさせたといつて過言ではなく、1943年から本格化する皇国農村確立運動とそれと連動した標準農村設定要綱も、こうした事情を強く考慮して打ち出されたものであった。小新集落での供出の督促も1943年秋から連日のように、班会や寄合で行われるようになり、1944年の12月には、「班寄合あり。米供出の最後のがんばりをきき、一俵二俵と出して、八十%突破を目指して」とか、「こんどは完納せなければならず、みんな決戦農民奉公と絶対責任をもって、各割当供出なすことに分れた」という切迫した様子が『日記』に記されるようになる。またこの『日記』から西山家も米の増産のため、客土や交換分合、下肥の汲取と肥まきなど、全力を挙げていることがわかる。そして表1によってもこうした努力を行うことで西山家では1943・44年と反当収量を増大させていることが確認できる。

さらに、この『日記』で注目されることは、1944年から本格的に地主に自作農創設を要求していることである。小新の自作農民の自作農創設要求の論理は、「目下食糧事情のヒツパクに是非共地主の協力により、この国難打開の道たる自作農創設に御協力して頂きたい」（1945年1月）、「国策の線に添って、小作人に土地を返して、小作人をして増産の任に当らせ、目下窮迫せる食糧難を少しでも緩和する様と念ずる」（1945年5月）というものであり、基本的に侵略戦争を積極的に肯定する立場からの要求となっている。したがってかつて小新の自作農民達も加盟した日農や、全農会全派などの帝国主義戦争反対を掲げた運動とは断続した運動といわなければならない。このことをまずはっきりさせておく必要がある。しかし同時に、ここで注目しておきたいこと

は、食糧難を打開できるのは、地主ではなく小作人であるという立場から自作農創設を地主に要求している点である。先にも示したように、この『日記』には、食糧増産に励む小作農の姿が手に取るように描かれているが、自作農創設要求もその脈絡の中で位置づけられると報告者は考える。1945年5月に、小新集落地主は、田は賃貸価格の24倍（第2次農地改革では40倍）、畑は33倍（同48倍）プラス「包金」という条件でほとんどの貸付地を小作人に売り渡している（西山家のこのときの田反当り購入価格は230円前後であり、これは西蒲原郡の第2次農地改革時の平均田反当り買収価格482円より相当安い）。侵略戦争への協力を大前提とした小新集落の自作農創設であったが、敗戦による政治状況の180度の転換、すなわち軍国主義の否定、民主主義の実現へと推転するなかで、小新の自作農創設運動の成果が、農地改革の先駆として新たな位置づけを獲得することになることに、注目しておきたいと思う。そしてこうした小新集落の動きは決して例外というわけではなく、低い統制価格で自作農創設が行われるようになる1943年以降に政府の自作農創設維持事業も急拡大し、1926年以降の総事業の半分以上が1943-46年の4年間に集中するのである。

IV 戦後改革期の村と農民

つぎに、『日記』に描かれた戦後改革期の小新集落の動きから、この時期の農民生活と意識について考えてみたい。まず敗戦の8月15日の『日記』には、「よい天気であった。今朝より前耕地に水を入れるべく手配なして、後は小屋へ道具の疎開をなすべく運んで居た。昨夜より正午には重要放送ありとの事で、全国民耳をそばだてて居た所、戦局不利陥り天皇陛下自ら休戦の大詔をお下しになり、最早万時休する状態となった。電波関係悪くよくきかれなかった。午後は又川らの小屋を戸を直して、夕方まで。五時の報導にはっきり休戦の大詔を、又理由を、声明をきき、余りの事に家内全部が失望のどん底に落とされた様だった。夕方水廻りなした」と記入され、翌16日にも「米英ソ支の支配下になると思ひば仕事が手につかず」と書かれているので、敗戦が戦争に積極的に協力してきた光一達にとって大きな

ショックであったことがわかる。そして8月25日には、「休戦の大詔下り又在郷軍人も解散との事で、一先づ役場内の書類は全部焼却する事に上意の旨命令にて、涙をのんで役員づれで焼いてくる」とあり、翌年の1946年12月には公職追放を命じられた組合長の慰労会を「各班の役員全部約三十名喜々として」行っていることが記され、1947年10月の天皇の地方巡幸に際しては、「今日は節句と天皇陛下御巡幸に休み。朝餅をついて、小雨の中を小針山道に御通過を拝顔。自動車の窓ガラスごしに見る我国王に始めて見る感激は、長蛇の如に居ならぶ民衆は感きわまり、万歳歓呼の裡に御通過。時に午前八時二十七分であった」と書かれているので、光一をはじめとする集落の人々の気分が戦時体制下のそれと連続している側面が濃いことがわかる。一般農民の戦争への批判的態度は敗戦後しばらくは基本的にみられなかったとしなければならない。しかし、他方では農地改革を遂行するうえできわめて重要な農地委員の選挙については、「万栄寺に於昨日通り農地委員の選定法協議なし。選衡法か公選かに議論百出。結局公選に決定、投票なした処、自分に二十八票、川口伊左エ門に二十一票で、自分当選で受諾の挨拶なし」(1946年12月)と記されているように、集落の寄合いで相当突っ込んで議論され、最終的には投票で決着がつけられていることがわかる。また、敗戦後も続いた食糧難の打開についてのGHQ・政府の要請に対しては、「万栄寺に大寄合。供米問題に、村の飯米確保にこれ以上供出出来ないこと、又廿五戸のはだか供米農家には出し合って、出来秋まで供に食いつなぐ事」と『日記』に書かれているので、これまた集落の寄合いで話し合っただけで対応していることがわかる。では、敗戦以降においても戦時体制下の意識が継続していることと、農地改革をはじめとする戦後改革・GHQの政策に積極的に呼応していることは、どのように整合的に理解したらよいか。報告者は、1920年代に「民主化」された集落運営組織がすべての問題の処理に当たってきたことが、この問題を理解する上では重要ではないかと考えている。つまり、小作農も集落の運営にかかわる体制になっていたことが、戦時体制下の挙村一致的な農民動員・参加を可能とさせ、農民の戦争協力意識も根強

いものにさせたという側面があったのではないか。また戦後改革も、結局こうした集落の力に依拠することなしには遂行することができなかった。いってみれば、「民主化」された集落運営体制が戦時体制も戦後改革も支えた側面があったから、農民の戦時体制下の意識が戦後もある時期まで連続することになったのではないか。ある時期までというのは小新集落に即していえば、1950年代初頭までだと考えられる。すなわち1950年2月の御用始めでは、「本年より議会形式を取り、……戦時型の役員名を改正なし、……班長を区長……」という改正が行われ、翌1951年4月の村会議員選挙では、これまでの部落推薦制を取り止め、「現段階の民主的に立候補制を取る事」を決めている。戦後の民主主義に集落運営がなじむまでには時間が必要だったのである。

V 農業生産の向上をめざす農民

事実上の農地改革をすでに終了していた小新集落で戦後改革期とそれに引き続く1950年代に目立ったことは、耕地整理をはじめとする土地改良の問題であった。1948年10月には、「兼ねて予定の耕地整理工事着工、……百十人位男女合同で手始めやった」と記されているように、集落農民自身が工事に参加し、1反歩区画にする工事を連日行っている。そして翌年の4月には、耕地整理が最終段階に入ったことを告げる交換分合の発表会を「大寄合」で協議した上で行い、光一の四班ではその日に作業仕舞の祝として「七十名の男女盛大なる宴会」をはっている。舟農業から脱却し、生産力を向上させるために、集落ぐるみで努力する姿を私達は、『日記』の記述からいきいきと確認することができる。さらに1953年には隣接集落である北場との交換分合の交渉のため光一は、何回も「小新代表として」行き、また1953年と54年には冬場を利用して暗渠排水工事を集落民総出で行っていることがわかる。そして1954年の暮には、「色々打合せなして市内まわる者、農林省へ行く者等手分けなして。自分は一人で千葉県津田沼の小川灌排課長宅訪問、歳暮品をとどけて」というように土地改良区を中心とする陳情活動も活発化する。また西山家自身の動きについていえば、1956年1月に「仁三次、政治、中二、清助(以上は屋

号)と耕耘機購入の相談なして、……耕耘機組合結成なした」というように農業生産に力を入れる動きがみられる。そして以上のような農業生産への意欲の高まりを背景として、1956年7月には、「小新瀧の干拓問題の大寄せなす。色々の意見あるも結局やる事に組合起すことに意見一致」という形で、小新瀧干拓組合が結成され、光一もその役員に就任している。これは瀧を干拓して耕地を拡大しようという動きであるから、農業経営を強化することが集落農家全体の意思であったとあってよいと思う。

VI 高度経済成長と農民意識の変化

ところが高度経済成長が本格化する1960年代になると、事態は大きく変化していく。最大かつ基礎的な変化は地価の高騰である。『日記』に記載されている西山家の取引土地価格をみても、1961年に田1反歩27万円台だったものが、1965年には7倍以上の200万円に、1970年には埋立地でも反当り500万円を越えるようになる。こうした環境の中で、1963年の暮から1964年の正月にかけて、農地の拡大をめざす干拓に反対する動きが表面化してくる。光一自身、「お互に干拓の将来に及ぼす影響が如何に不利であるか語りて、反対を強くなす協定なす」、「自宅に干拓反対の代表十五名寄って深長審議なして、結局反対署名運動によって反対の員数を確保なし、率を見極めることになして」と『日記』に記載されているように干拓に反対する態度を強める。そしてこの年2月3日には、「干拓賛否開票の審議員会あり。開票の結果、九十一票の内、賛成三十五票、反対五十四票、無効二となし、干拓見合せなすことになった」のである。農地の拡大で農業経営の強化をはかるといふ方向ではなく、瀧を埋め立てて都市的開発をめざす方向をこの時点で小新集落は選択したとあってよい。事実、この年の8月には新たに小新瀧開発委員会を設立し、光一は副委員長に就任している。そして、これ以降農地価格が先に示したように急騰していくが、1966年には、小新では最も新瀧市中心部に近い下原の田を宅地に転用し、小新第一・第二団地を造成している。この時の売却価格は、「下原田圃の件協議に夕方まで。大体桂工務店では反当田圃百六十五万円」、「小新第二団地の手打ちなす。田一

反〇九歩二付百九〇万六千五百三十円」となっている。この年の1俵60Kg当り政府買入米価6,936円、反収10俵とすると反当粗収入69,360円、その5倍は346,800円となる。1950年代までは、この地方では反当粗収入の5倍位の価格であれば農地を買入してもよいといわれていたが、今示した190万円という取引価格では、農業採算には絶対合わない高値であることが歴然としている。小新集落農家は、こうした環境のなかで、農地を農業生産の場としてよりも、資産として、つまりいつでも転用し売却できるものとして意識していくようになる。

そして報告者が注目したいのは、こうした農民の意識の変化という過程が、同時に農民の保守政治家との結びつきを強める過程ともなったという事実である。すなわち1950年代までは『日記』には村議・市議選のことはかなり詳しく書かれているが、県議選や総選挙のことについては投票にいったことだけが簡単に記されているにすぎない。ところが小新集落農民の気分が開発に傾いていく1963年の選挙では、「兼ねて計画して居た大沢の市政報告又市議推薦と合せて高橋代議士、吉田吉平県議の報告会あり。万栄寺ははち切れる様な盛会。国会、県政、市政報告会(3月9日)、「吉田吉平県議最高当選の祝に小新役員全部出かけ祝酒頂き(4月18日)、「市長、市議の得票並に電話連絡をきき、通夜す(4月30日)、「高橋代議士の当選祝に行く……祝酒を頂き十一時まで(12月22日)」というように1950年代では考えられないような光景が記されている。このことは1967年選挙でも同様であり、『日記』には、「午前には役員会で、渡辺市長後援会の件、瀧の周囲の田圃開発の件、大体価格も浮び上って来たので関係者会議をした方がよいとの事、市議の件、今後の方針を検討なした」と書かれているので、選挙が開発と結びつけられて考えられていたことは間違いない。しかも注目すべきことは、1968年には小新瀧の一部を自民党の高橋清一郎代議士から買いたいという申し出があり、小新集落がこれに応じたことである。すなわち、「高橋代議士四枚目瀧を売ってくれとの事で、小新より常任委員の外金田市ぎ行き、併せて農免道路の陳情なして、一杯よばれて五時半帰(7月21日)、「事ム所に瀧四枚目を高橋代議士に売

かを区寄合した結果を照合せ会なした。一・二区は少数異論はあったが、結局早く開発してまわりの田地の高くなる様ねがって、委員にまかせて売却する様一決した(8月2日)、「四枚目瀧の件に組合員総会をひらいた。色々の意見が出たが、結局価額の点を委員にまかせて、此の際高橋清一郎に売る事一決なす。十時半終って委員だけ残り、委員会再開。強気、弱気で中々まとまらず、四十万と六十万の中央五十万と云って向が出かたにより歩みよる事になして。自分一人だけ六十万でも交渉如何に出るとがなばつたがだめで。高橋の秘書平島さんこられて、すらすら五十万、大沢おそるおそる出したがよしと引き受けられて仮手打ち一杯なし、近日中に先生帰られたら契約との事きまつた(8月21日)とリアルに記している。農村はもともと保守的であるとか、1950年代から農協等のチャンネルを通じて政権党に取り込まれていくという議論があるが、報告者は、高度経済成長期に地域開発が政策的に推進され、地価が高騰するという環境の中で本格的に農民は保守政治家との関係を深めていったのだと考える。新潟県という農村県では50年代には革新側の総選挙での得票率が1952年の29.3%から毎回伸び続け、1960年には39.4%と10%も増大している。そしてその後、傾向的に低落し、1972年には31.6%、1986年には24.0%にまで下がる。開発という農業離れを促進する方向が強まったとき、農村の本格的保守化がみられたことをここでは強調しておきたい。

VII 農業生産の停滞と西山家

—日本農村の行方—

1970年、政府は米が構造的に過剰、つまり生産量は高水準を保っているが消費量は減少しているとして、米の生産調整、いわゆる減反政策を開始する。これは農民の生産意欲を削ぐことにつながった。すなわち小新集落で、この年1月に、まだ半湿田状態が残っている個所の用排水を改良する灌排事業をやるかどうかの総会を開いたところ、「色々の意見が出て、転作休耕等の問題あり、さっぱり熱がなく融資が借りられればやるとの事で、其時点で考いることになった」と消極的意見が大勢を占め、結局4月には「農家だけの大寄合。瀧西かんぱい事業をやる

かどうかを、経費を挙げて相談したところ、みんな減反休耕の時代では力が入らず、中止することになった」という結論になったのである。もはや小新集落では農業生産を強化するための方策に関心を示す農民は少数となり、ほとんどの農民は、埋め立てた小新瀧をはじめ、自らが所有する耕地も都市的開発にからめて、いかにして資産価値を高めるかに関心を寄せるようになった。すなわち、1970年1月に青年会主催の「総合農政と村の将来と展望」という討論会では、「今だ未定の市街化区域等の事で仲々の論議ふつとうし、十一時まで有意義の催しであった」と『日記』に書かれている。つまり、農業生産をどうするかに議論が集中したのではなく、都市的開発を容易にする新都市計画法による市街化区域に小新のどの地域を編入するかが、主題になったのである。事実3月の『日記』には「本間組と東華楼にて中食なし、市街化区域にどうしても小新瀧周辺まで入れないと今後クイを残すのではないかの事で相談」、「県庁内の都市計画課と農地計画課をまわり、小新農免道路を切り捨て市街化一本に行く事をねがって」と記されており、集落農民の関心が都市的開発にあったことが確認できる。そして9月には、「開発委員会総会であった。春以来、工業高校に共用地売渡運動なして来たものが成立なし、代金も一〇一、四一二、五〇〇円が入った経過報告なし、今後如何にするかにはかった処、いつも欠席がちの者もほとんど出席。配分説が多く、結局平均組合員一人金六十万円づつ配分すること、今まで労を取ってこれし委員には慰労の旅行でもなすことにきまり、拍手をもって決定」とあるので埋め立て地が高値で売れ、代金を配分していることがわかる。

しかし、この売却代金配分が小新集落の大きな問題になる。すなわち、1956年の小新瀧干拓組合結成時には、干拓経費の農家負担分を嫌って組合に入らなかったものが15名いたが、干拓が中止となり開発となって瀧が売却されるということになれば、瀧はもともと共用地であったのだから自分達にも売却代金の配分をうける権利があると主張し、干拓組合から開発委員会に衣替えしたメンバーと対立したのである。また瀧売却代金をすべて開発委員会構成員に配分するか、ある程度村の共用金として残しておく

かについて開発委員会内部でも意見がわかる。そして1970年末には、「部落のうまく行かぬ事をあらゆる角度から検討したが結論えられず」という状態に陥っている。その後もこの問題はこじれ、1971年8月には、「事ム所に共用金配分強要者の代表と、開発常任委員及区長と意見の話し合なしたが、平こう線にどうにもならず」と『日記』に記される。そして翌1972年7月によく、「問題は、渦干拓名儀人は共用金三回に亘り、八十七万円配分なした。当時その仲間入られる権利の者が十五人上っている。その者が現在になり、同等にくれなければ部落事業に一切協力しないと出られて、一ケ年以上もつれて来た問題。本日その十五人に、仲介人の裁定に一人十万落しの七十七万円やる事にケリ」という形で一件落着となった。しかし、集落内の対立がこれではなくなったというわけではない。1973年には、都市的開発の象徴ともいえるバイパスの取用地の価格をめぐり、本田と苗代田では苗代田の方が高くなるべきだという主張もあって対立し、日記では「小針線道路の件、関係者同志の相談会あり。仲々よつてみると欲のつっぱり合でうまく行かず、結局夕方になり、まずなるだけ高く売り付ける様、若い者から努力してもらおう事、早くきめない様ゆっくり話をもって行く事になした」と書かれている。1974年以降、こうしたことも含めて、「部落の不和の再建協議」が行われているが、しこりは後々まで残る。開発による地価高騰は、意図せざるものだったとはいえ、集落の運営に大きな支障をもたらしたといつてよい。

では、こうした状況の中で西山家の農民経営はいかなる変化をみせるか。1966年の下原団地の造成の際、西山家は5反歩ほどの田を売却し、代替地として集落外で4反の田と4反の畑を購入しているのので、耕作面積は1950年の2町4反から2町7反に増大したと考えられる。また、同じ年に同じ郡内の味方村で5反歩を購入しているのので、西山家の総耕地は1966年時点で3町2反となったと推定される。しかし、この味方の土地は条件のよくない土地だったため1974年には手放し、代わって1973年に岩室村の良田9反歩を購入し、請負耕作に出しているのので、この時点で3町6反所有の「耕作地主」になったことになる。戦前2町2反の純小作農であった西山家は、

1945年には2町4反の自作農になり、そして1973年には3町6反所有の「耕作地主」になったのであるから、西山家は農家としても絶頂期にあったといつてよい。

しかし、ここで注目しておきたいことは、岩室村の9反歩は、バイパス用地として1反歩強の田が1300万円で売れ、それを資金として代替地を求めるといふ形であったことである。つまり、農業経営が好調であったから耕地を大量に購入したわけではない。

しかも、さらに注目されることは、1970年代の後半になると、株式取引などの資産運用で失敗し、1976年に畑3反、1983年に田2反6畝を売却し、1987年にはすべての農地を売却することを余儀なくされ、農業経営を中止していることである。こうした事態も大局的にみるならば、高度経済成長期にはじまる地価高騰が農地を農業生産の場としてではなく、資産として評価するようになったことの一つの帰結であったと考えられる。なぜなら、資産価値の高まった農地の存在なしには、大量の株式取引による資産運用という行動自体が成り立たないからである。

もちろん、小新集落の農家すべてが西山家のように農業経営をすべて中止しているわけではない。しかし、かつて1950年代までみられたような農民経営強化の熱気がなくなったことは否定すべくもない。

そして、冒頭でも触れたように、農業集落は、都市的地域と中山間地域を中心に急速に減っている。1980年から1990年にかけては年平均220のペースで全国の農業集落は減少しているが、これが2000年にかけては年平均500のペースに早まっている。まさに食糧自給率の異常な低下、耕作放棄地の増大、農業の担い手の超高齢化——農業就業人口に占める65歳以上の比率は2000年には56.1%——と合わせて考えるなら、農業危機に私たちは直面しているといつても過言ではない。いずれにせよ、こうした事態が急速に進む画期となった高度経済成長期の農民を含む民衆の生活の変化の歴史的な性格を検討することが、歴史学の一つの重要な課題となっていることを確認しておきたい。